

[事案 25-192] 転換契約無効請求

・平成 26 年 7 月 23 日 和解成立

※本事案は、[事案 25-47]にて裁定手続打切り後、同打切り原因が解消されたことを理由に、再申し立てのあった事案である。

<事案の概要>

自分と面接せずに転換されたこと等を理由に、転換契約の無効および慰謝料の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年1月、定期保険特約付終身保険を、同保険の生活保障特約に特約転換した。

以下の理由により、特約転換を取り消し、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 自分（契約者）は、転換の際、単身赴任中であり、募集人とは面接していない。
- (2) 募集人は、契約手続を行った自分の配偶者に対しても、転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることや、転換後、解約返戻金が減少することを説明しておらず、契約のしおりや重要事項説明書も交付しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の配偶者に対し、本契約の保障内容について提案書にもとづき説明を行い、「お申込内容 お客様控」と「転換前契約明細書」を交付している。
- (2) 申立人は、転換前契約の転換価格が生活保障特約に充当されることや解約返戻金が減少することを含め、本契約の内容を理解したうえで、契約したものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 要素の錯誤（民法 95 条）による転換契約の無効を求めるもの（主張①）
- (2) 募集人の不法行為（民法 709 条、説明義務違反）を前提とする保険会社の使用者責任（民法 715 条 1 項、保険業法 283 条 1 項）にもとづく損害賠償を求めるもの（主張②）

2. 本件の争点について

- (1) 契約転換時、申立人は単身赴任中であり、募集人は配偶者と面接し、本契約転換（転換後契約）の説明をしていること、申立人とは面接していないことについては争いがない。
- (2) 事案 25-47 の審理における申立人の事情聴取によると、申立人は、自宅に戻ってきた際に、配偶者から、「募集人が契約申込書を書いてくれと言っているから書いてください」と言われ、配偶者を信じているから読まないまま署名捺印したこと、告知書にも自ら記入していること、「病院に行ってくれ」と言われて、医師の診査を受けていることが認められる。

(3)以上の事実より、申立人は契約申込みについての代理権を配偶者に授与していたと評価することができる。この場合、錯誤の有無、錯誤に陥ったことについての重大な過失の有無（民法95条ただし書き）は代理人である配偶者について判断することになるため（民法101条1項）、募集人と面談した配偶者が募集人からどのような説明を受けていたのか、配偶者が転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることはなく、解約返戻金が減少することもないと誤信（錯誤）していたかどうか、誤信していたとしても誤信に陥ったことにつき重大な過失がなかったかどうかの事実認定が不可欠となる。

3. 主張①について

(1)本件では、事案25-47の審理終了後、保険会社が募集人に対して転換時の状況について、申立人配偶者同席のもとあらためて事情を聴取したところ、募集人は、①重要事項説明書を配偶者に対して交付したのは転換申込みから数日後のことであり、②契約のしおりは交付していないこと、③配偶者に対して特約転換について十分な説明をしていないことを認めた。

(2)以上の事実より、配偶者は、転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることはなく、解約払戻金が減少することもないと誤信していた可能性が高いと思われる。これは要素の錯誤と評価でき、重要事項説明書を交付したのが転換申込みから数日後のことであること、契約のしおりが交付されていないことを考慮すると、配偶者に重大な過失があると評価することはできない。

(3)以上の理由により、本件は、和解により解決を図るのが相当であると判断する。

4. 主張②について

募集人の行為は、不法行為にもとづく損害賠償責任を発生させるほどの違法性を有するものと評価できないので、損害賠償を求める主張は認められない。